

平成 27 年 11 月 4 日  
株式会社クリエアナブキ

## 香川県「UJI ターン人材誘致推進事業」受託 試用就業期間中の給与・住居費の助成により UJI ターン転職を支援

総合人材サービスの株式会社クリエアナブキ（本社：香川県高松市 / 代表取締役 蔵田徹）は、香川県から「UJI ターン人材誘致推進事業」を受託しました。この事業は、県外から県内への UJI ターン転職を希望する方々と、経験豊富なプロフェッショナル人材を採用したい企業との橋渡しを行うもので、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」に基づき香川県が創設した「UJI ターン助成金事業」により、転職する人材と採用する企業の双方に対して、給与や住居費など必要な経費をサポートします。

弊社は、首都圏での転職相談会の開催や、求人情報等の発信を行うとともに、求人企業とのマッチングを支援することで、UJI ターン希望者の転職の実現と、企業の人材確保を促進し、香川県の企業の活力・業績の向上に貢献してまいります。

### 事業概要

#### 対象者

香川県への移住を予定している県外在住者で、県外の企業等において、概ね 10 年以上の実務経験を有する者又は業務に必要とされる資格を有し、事業創出力の強化等につながるような活躍が期待できると事業者が認めた者

#### 助成金

- 双方が正社員採用の採否を判断するための、試用就業期間中（3 か月間）の費用を助成  
〔企業〕給与等（合計額の 2 分の 1 以下、上限 100 万円）  
通勤手当、住居手当、転居費用など就業規則等に規定する手当等及び社会保険料等の事業主負担分を含む  
〔転職者〕住居費（上限 40 万円）  
敷金、礼金、保証金、電気・ガス・水道等の料金、共益費、駐車場代等の費用は含まない
- 香川県産業成長戦略に定められた「成長のエンジンとなる分野」の事業者に正規雇用となった場合、転職者に一時奨励金として 40 万円を支給

#### 相談会

東京・名古屋・大阪にて、香川県に精通したキャリアコンサルタントによる相談会を開催します。  
〔東京：有楽町〕 11/6（金）、11（水）、14（土）、18（水）  
〔名古屋：栄〕 11/5（木）、9（月）、12（木）、16（月）、19（木）  
〔大阪：梅田〕 11/7（土）、13（金）、17（火）、24（火）  
いずれも 10：00～19：00（～17：00 の場合あり）のうち、1 時間程度（要予約）

#### お申込・お問合せ

株式会社クリエアナブキ 高松 … TEL 087-822-8828 寺岡  
東京 … TEL 03-6212-1500 後藤  
メール uji@crie.co.jp  
特設サイト [http://www.ten-shoku.net/landing/kagawa\\_uji2015/](http://www.ten-shoku.net/landing/kagawa_uji2015/)

< 本リリースに関するお問合せ先 >

## 【参考資料】

### <事業スキーム>



事業期間：試用就業期間の最終期は平成 28 年 2 月 29 日であり、試用就業期間は 3 か月であること。

### <添付資料>

- ・企業向け案内資料

### <会社概要>

商 号 : 株式会社クリエアナブキ  
本 社 : 〒760-0026 香川県高松市磨屋町 2 - 8 あなぶきセントラルビル  
TEL / 087-822-8898  
設 立 : 1986 年 4 月 11 日  
資 本 金 : 2 億 4,340 万円  
代 表 者 : 代表取締役社長 藏田 徹  
事 業 内 容 : 人材派遣、アウトソーシング、人材紹介、再就職支援  
組織人事コンサルティング、教育・研修、適性診断テスト  
U R L : <http://www.crie.co.jp/>

マッチング期間  
平成27年  
11月30日まで

# 人材獲得に 必要な経費を サポートします

## 即戦力人材を確保して、事業強化につなげませんか!

【UJIターン人材誘致推進事業とは?】 県内に本店又は主たる事務所を有する事業所が事業創出力の強化等のため、プロフェッショナル人材を採用することにより、事業者の専門的な人材の確保と業績の向上を支援することを目的とした事業です。



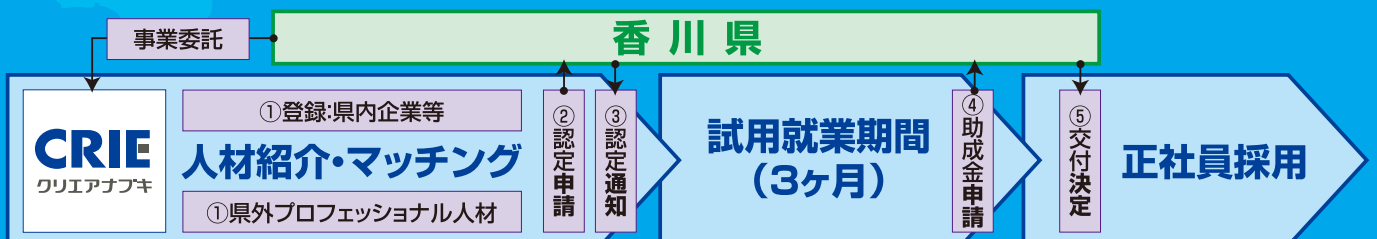
- 支援内容**
- 県内企業と県外プロフェッショナル人材(\*1)との橋渡しを行います。
  - 双方が正社員採用の採否を判断するための、試用就業期間(\*2)中(3か月間)の給与等(\*3)を助成します。(合計額の2分の1以下、上限100万円)

\*1:香川県への移住を予定している県外在住者で、県外の企業等において、概ね10年以上の実務経験を有する者又は業務に必要とされる資格を有し、事業創出力の強化等につながるような活躍が期待できると事業者が認めた者。

\*2:プロフェッショナル人材の正式雇用の採否を判断するための、正規雇用後の一定の試用期間又は有期雇用契約に基づく受入れ企業での就業期間。

\*3:給与等には、通勤手当、住居手当、転居費用など就業規則等に規定する手当等及び社会保険料等の事業主負担分を含みます。

**事業期間** 試用就業期間の最終期は平成28年2月29日であり、試用就業期間は3か月間であること。



この事業は、香川県の「UJIターン人材誘致推進事業」をリエアナブキが受託し、実施するものです。

お問い合わせは

**CRIE** クリエアナブキ

〒760-0026高松市磨屋町2-8 あなぶきセントラルビル

 <http://www.crie.co.jp>

 [uji@crie.co.jp](mailto:uji@crie.co.jp)

 087-822-8828 (高松オフィス)